

2025 年 7 月 18 日

子育てグリーン住宅支援事業事務局

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【別紙①：新築注文・分譲用】 新旧対照表

子育てグリーン住宅支援事業の共同事業実施規約【別紙①：新築注文・分譲用】を 2025 年 7 月 18 日付で改正します。

改正内容は以下の通りです。

(赤字部分が改正箇所)

改正後 (2025 年 7 月 18 日付)	現行
子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約 【別紙①：新築注文・分譲用】 別紙① 1/2 ①～③ (略) ④蓄電池の設置について 削除 ④乙の親族【丙】の氏名について 子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約 【別紙①：新築注文・分譲用】 別紙① 2/2 第 1 条 (要件等の確認) 甲及び乙は、本補助金の交付規程及び手引き等 (以下、「交付規程等」という。)をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。 2 甲及び乙は、以下の①から⑨の全ての事項について、了解する。 ①本補助金の交付申請が正しく提出されるまでに本補助金の予算が終了した	子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約 【別紙①：新築注文・分譲用】 別紙① 1/2 ①～③ (略) 蓄電池を設置する場合のみ記入 ④蓄電池の設置について ☐【甲】から、新築住宅へ蓄電池を設置する場合に併用可能な国の補助制度として資源エネルギー庁所管の「DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業」がある旨の説明を受けた。 ※契約内容や引渡し時期によっては、活用できない場合がありますので、「DR リソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業」の窓口にもよくご確認ください、ご検討ください。 DR リソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業についてはこちら ※読み込みない方は、下記 URL よりアクセスしてください。 https://dr-battery.sil.or.jp/r6h/  ⑤乙の親族【丙】の氏名について 子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約 【別紙①：新築注文・分譲用】 別紙① 2/2 第 1 条 (要件等の確認) 甲及び乙は、本補助金の交付規程及び手引き等 (以下、「交付規程等」という。)をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。 2 甲及び乙は、以下の①から⑨の全ての事項について、了解する。 ① 本補助金の交付申請が不備なく完了するまでに本補助金の予算が終了した

場合、本補助金の交付を受けられないこと。 ②～⑨（略） 第2条（申告） 第1項（略） 2 乙は、以下の①から③の条件を満たすことを甲に申告する。 ① 本住宅について、本補助金における他の交付申請及び、前年度における本事業と同等の補助事業を含む国庫が充当された他の補助金の交付 を受けていないこと。 ②～③（略） 第3条（略） 第4条（本補助金の支払と還元） 本補助金は、甲の提出する交付申請に本事務局が交付決定を行った後、以下の①又は②のいずれか早い時期に、本事務局が甲が指定した甲の口座に振込を行うことで交付される。 ① 令和7年度末 ② 甲の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、本事務局が指定する支払日 2 甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。 ① 本件契約に係る乙の甲に対する債務（最終支払に限る。）に充当する方法 ② 現金で支払う方法（ただし、本件契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。） 3 前項の規定は、本補助金の還元前に乙が死亡した場合、甲に交付された補助金を乙の本住宅の相続人に、還元することを妨げるものではない。 4 本補助金の交付前に甲に破産手続開始決定がなされた場合、事務局は、乙に	場合、本補助金の交付を受けられないこと。 ②～⑨（略） 第2条（申告） 第1項（略） 2 乙は、以下の①から③の条件を満たすことを甲に申告する。 ① 本住宅について、本補助金における他の交付申請及び、前年度における本事業と同等の補助事業を含む国庫が充当された他の補助金の交付 申請を行っていないこと、又は行わないこと。 ②～③（略） 第3条（略） 第4条（本補助金の支払と還元） 本補助金は、甲の提出する交付申請に本事務局が交付決定を行った後、以下の①又は②のいずれか早い時期に、本事務局が甲が指定した甲の口座に振込を行うことで交付される。 ① 令和7年度末日 ② 甲の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、本事務局が指定する支払日 2 甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。 ① 本件契約に係る乙の甲に対する債務（最終支払に限る。）に充当する方法 ② 現金で支払う方法（ただし、本契約に係る代金が精算済みであり、乙の甲に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。） 3 前項の規定は、本補助金の還元前に乙が死亡した場合、甲に交付された補助金を乙の本住宅の相続人に、還元することを妨げるものではない。 4 本補助金の交付前に甲に破産手続開始決定がなされた場合、事務局は、乙に
---	--

対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。甲及び乙は、甲の破産手続開始決定前であっても、破産手続開始の原因となる事実が生じるおそれがあると事務局等が認める場合には、本補助金の支払いを留保する必要があることに同意する。 5 甲は、第1項の補助金支払日又は令和8年3月31日（以下、「最終支払日」という。）までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければならない。第1項に定める補助金支払日において、事務局等の責によらない事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補助金の受領期限を定めて甲に通知することがある。当該受領期限又は最終支払日までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とすることができるものとし、甲及び乙はこれに同意する。 第5条（略） 第6条（本補助金の申請ができない場合等の取り決め） 甲及び乙は、以下の①～④に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わねばならない。 ① 交付申請が正しく提出される前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合 ②～④ 第2項（略） 第7条～第8条（略） 令和7年5月制定 令和7年7月改正	対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。甲及び乙は、甲の破産手続開始決定前であっても、破産手続開始の原因となる事実が生じるおそれがあると事務局等が認める場合には、本補助金の支払いを留保する必要があることに同意する。 5 甲は、第1項の補助金支払日又は2026年3月31日（以下、「最終支払日」という。）までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければならない。第1項に定める補助金支払日において、事務局等の責によらない事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補助金の受領期限を定めて甲に通知することがある。当該受領期限又は最終支払日までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とすることができるものとし、甲及び乙はこれに同意する。 第5条（略） 第6条（本補助金の申請ができない場合等の取り決め） 甲及び乙は、以下の①～④に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わねばならない。 ① 交付申請が不備なく完了する以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合 ②～④ 第2項（略） 第7条～第8条（略） 令和7年5月制定 (新設)
---	---